

- ・認可保育園に申込みをしているけど、なかなか入園が決まらない…
- ・育休から復帰しないといけなのに、こどもの預け先が見つからない… など

保育サービスをお探しのときは…

保育サービスをお探しの際に“参考にさせていただきたい情報”をまとめました。

1 保育コンシェルジュ

どんな保育サービスがあるか知りたいけど、どこに聞けばいいの？

保育コンシェルジュにご相談ください。



保育コンシェルジュ専用ダイヤル

(就園管理課内)

TEL: 086-803-1313

平日の9時から12時、13時から17時

「保育コンシェルジュ」は、保育・幼児教育施設などの情報を提供したり、必要に応じて相談や助言を行ったりする専門の相談員です。

保育士資格や教諭免許を持っており、保育・幼児教育に関する知識を活かしながら、保護者の皆様に“寄り添う支援”を行っています。

岡山市では、就園管理課と各福祉事務所に、計10名を配置しています。

認可保育園などの入園についてお困りの際は、お気軽にご相談ください。

➤ 専用ダイヤルにお掛けいただいた際、お住まいや希望施設のエリアを確認後、担当の保育コンシェルジュ（別回線）から改めてお電話させていただく場合があります。

➤ 保育コンシェルジュの業務の状況や時間帯により、お電話がつながりにくい場合や、就園管理課職員が代わりに対応させていただく場合があります。

＜福祉事務所お問い合わせ先＞

北区中央福祉事務所	086-803-1209
北区北福祉事務所	086-251-6530
中区福祉事務所	086-901-1231
東区福祉事務所	086-944-1822
南区西福祉事務所	086-281-9620
南区南福祉事務所	086-230-0321

各福祉事務所
保育コンシェルジュの
相談時間について↓



2 ここdeサーチ

家の近くや職場の近くにある保育サービスを確認したいけど、どこで調べられるの？

「ここdeサーチ」をご利用ください。



子ども・子育て支援情報公表システム

WAM NET

ここdeサーチ

子ども・子育て支援の情報は「ここdeサーチ」で!



「ここdeサーチ」はこちらから

▼ここdeサーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)
<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



知りたい地域の保育園や幼稚園などの情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。

施設の詳細情報が地図情報とあわせて閲覧できます。

3 市内区域別の保育・幼児教育施設一覧

学区ごとにどんな保育施設があるか知りたい!

岡山市の公式ホームページで「市内区域別の保育・幼児教育施設一覧」をご覧ください。

岡山市内の保育施設などを、小・中学校区単位の一覧にまとめ、市公式ホームページに掲載しています。

区域別保育・幼児教育施設一覧はこちらのウェブページから

▼市内区域別の保育・幼児教育施設一覧
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000012549.html>



4 「企業主導型保育事業」と「特認登録保育施設」

企業主導型保育事業

企業が、従業員のこどもを預かる目的で設置する“認可外保育施設”です。

「地域枠」が設定されている施設であれば、地域住民等のこどもが利用することも可能です。

国が定めた一定の要件を満たすことで、運営費や整備費に対して国から認可施設並みの助成を受けています。

ここが特徴！

- ◆ 設備基準は認可事業所内保育事業と同様
- ◆ 保育士等の有資格者を2分の1以上配置
※ 認可外保育施設における配置基準（有資格者は保育従事者の3分の1以上）を上回る配置基準
- ◆ 就労形態に合わせた利用が可能
- ◆ 施設(企業)と利用者が直接契約

無償化は？

- ◆ 3～5歳児クラスのこどもと、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のこどもを対象として、標準的な利用料が無償化されます。
- ◆ 「地域枠」のこどもは、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

特認登録保育施設

岡山市登録保育施設※に該当する“認可外保育施設”のうち、配置している保育従事者の2分の1以上を有資格者（保育士・看護師・准看護師）としている施設を「特認登録保育施設」と呼び、岡山市が補助金を交付しています。

※ 岡山市の定める要件に適合した認可外保育施設を「岡山市登録保育施設」としています。

ここが特徴！

- ◆ 国の指導監督基準を満たした施設
- ◆ 保育士等の有資格者を2分の1以上配置
※ 認可外保育施設における配置基準（有資格者は保育従事者の3分の1以上）を上回る配置基準
- ◆ 施設と利用者が直接契約

無償化は？

- ◆ 3～5歳児クラスのこどもと0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のこどもは上限額まで、保育料が無償化されます。（償還払い請求手続きが必要）
※ 上限額について
- ◆ 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。



利用を希望する場合は

利用手続やサービスの詳細について、各施設に直接お問い合わせください。

保育利用ガイドは
こちらのウェブページから

▼ 保育利用ガイド・教育利用ガイド
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000013000.html>



「企業主導型保育事業」と
「特認登録保育施設」の一覧は、
保育利用ガイドに掲載しています。



5 幼児教育・保育無償化に関するお問い合わせ先

■ 認定について

就園管理課 支援係 086-803-1432

■ 利用費の償還払いについて

就園管理課 管理係 086-803-1431

幼児教育・保育無償化については
こちらのウェブページから

▼ 幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続き
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000013062.html>

